

新しい公益法人制度における法人県民税均等割の減免について

三重県

平素は、三重県の税務行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成20年12月1日に公益法人制度改革に伴って、関係法令が施行されました。

三重県においても、これらに対応するため、三重県県税条例などを一部改正いたしました。このうち、県民税均等割のみ課せられる法人に対する減免制度について、概要をご案内いたします。

1. 公益社団法人・公益財団法人（新たに行政庁から公益認定を受け、公益社団法人・公益財団法人の登記を行った法人）

⇒収益事業を行っていないければ、申請により減免されます。

2. 一般社団法人・一般財団法人（一般社団法人・一般財団法人の登記を行った法人）

(ア) うち法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人

⇒収益事業を行っていないければ、申請により減免されます。

(イ) その他の法人

⇒減免されません。

3. 特例社団法人・特例財団法人（従来の社団法人・財団法人（旧民法34条法人））

⇒従来の減免制度をそのまま引き継ぎます。

（平成20年12月1日から平成24年11月30日までの5年間（移行期間）終了まで）

4. 収益事業を行わない法人ではない社団または財団

⇒平成20年4月1日以後に始まる事業年度から非課税となります。

※ なお、詳しくは裏面の県税事務所まで、お問い合わせください。

公益法人の法人事業税・法人県民税Q & A

Q1 従来の財団法人から公益財団法人（あるいは一般財団法人）に移行しました。県税にはどのような手続きが必要となりますか。

A1 登記事項の変更に伴い、「法人変更 廃止申告書」を、事実が発生した日から10日以内に所管する県税事務所に提出してください。

Q2 Q1の法人はどのように申告するのですか。

A2 移行に伴い、法人税の事業年度が区分されます。（事業年度開始の日から移行の登記をした日の前日までの期間と、移行の登記をした日から事業年度の末日までの期間とに区分）

県税への申告は、事業年度の区分にかかわらず、新法人の申告期限までに一年分の確定申告をしてください。（収益事業を行っていない場合に限りです。収益事業を行っている場合は国税に準拠して申告してください。）

なお、減免の対象となる法人は、4月30日までに減免の申請書を提出してください。（減免のご案内は別途送付いたします。期日までに提出がない場合は法人県民税（均等割）の減免は行えません。）

Q3 収益事業を行わない法人ではない社団または財団に関する制度が変わっていますが、何か手続きが必要ですか。

A3 特に必要な手続きはありません。

◎お問合せ先

桑名県税事務所 課税課 (Tel 0594-24-3613)

四日市県税事務所 課税一課 (Tel 059-352-0577)

鈴鹿県税事務所 課税課 (Tel 059-382-8662)

津総合県税事務所 課税一課 (Tel 059-223-5025)

松阪県税事務所 課税課 (Tel 0598-50-0511)

伊勢県税事務所 課税一課 (Tel 0596-27-5132)

伊賀県税事務所 課税課 (Tel 0595-24-8024)

紀州県税事務所 課税課 (Tel 0597-23-3419)